

経済史 2 (13) 2018年1月22日 坂出健

改憲議論がすすみ、戦争と海外派兵(含むPKO)の時代に、「正しい」戦争と「正しい」人道的介入をどう考えるか?

三牧聖子『戦争違法化運動の時代 「危機の20年」のアメリカ国際関係思想』(名古屋大学出版会、2014年)を詠む。

「孤立主義」「国際主義」
「法律家的・道徳家的アプローチ」

●日本国憲法(平和憲法(9条)、1947年)ー戦争違法化運動ー戦後日本の非戦・非武装路線の思想的源流 世界人権宣言(1948年)

●「リアリスト」と「ユートピアン」の二分法

第一次世界大戦の衝撃ー死者・負傷者数・(毒ガス兵器などの)残虐性・国民総動員

大戦間期 本講義では通説にのっとり「ウィルソン平和主義」

E. H. カー『危機の20年』による批判「ユートピア主義」

冷戦期 ケナンによる批判「法律家的・道徳家的アプローチ」

モーゲンソーー国際関係を国益とパワーの衝突からとらえるべき

典型 レヴィンソン(シカゴの弁護士)「戦争違法化論(outlawry of war)」:「国際法上戦争が原則として違法と評価されるという観念」→各種平和団体

・「侵略」と「制裁」は厳密に区別でき、後者を合法と位置づける連盟支持者の論理を受け入れなかった。

●通説(テーゼ)アメリカ外交「孤立主義」の克服→「国際主義」の勝利へ

孤立主義ーアメリカ一国の平和を追求

→国際主義ーアメリカの世界平和に対する能動的なコミットメント

ディヴァイン『二度目の機会』(1967)

西崎文子『アメリカ冷戦政策と国連』(1992)

ディヴァイン『永遠平和のための永遠戦争』(2000)

アメリカの「世界の警察」という過剰な使命感

●ウィルソン大統領の「力の共同体」

ウィルソン 第一次大戦:大国間の勢力均衡に基づく「旧外交」の破綻

→大国・小国双方の安全を保障するための「新外交」を主張

→パリ講和会議を経て→国際連盟へ

「ウィルソン主義(Wilsonianism)」アメリカ「理想主義」外交の最善の成果

but 国際連盟規約－軍事制裁条項（平和主義者の批判）

●レヴィンソン：

①国際法による戦争の違法化－国家間の戦争を廃絶するためには、「戦争の法(laws of war)」ではなく「戦争に反対する法(laws against war)」の必要性

②国際法廷の創設・整備

③唯一の制裁－「道義的制裁」

例外①「自衛」を目的とする武力行使の容認、②モンロー・ドクトリンに基づいて西半球で行う武力講師にも容認的

●パリ不戦条約（1928年）－大戦間期の世界各国の国際平和運動の集大成

1927年～28年 仏外相ブリアン－米國務長官ケロッグ－米仏の二国間条約（戦争の違法化）→パリ条約（イギリス・ドイツ・イタリア・日本など）

・不戦条約の盲点－「現状維持」としての平和

リップマン（cf『世論』）大国が弱国に対して振るう暴力は「戦争」という直接的な暴力だけでなく、より間接的な暴力や抑圧に苦しむ多数の人々がいる。

●満州事変とレヴィンソン

日本の侵略行動の拡大→経済制裁を求める声

レヴィンソン－不承認政策という「平和の制裁」

アメリカ議会－「孤立主義」中立法

アメリカ平和主義→「現実主義」への目覚め

カー『危機の20年』序文「国家社会主義の出現を可能ならしめた諸条件には触れないままの処理・解決では、1919年のそれと同じ、短命で悲劇的な結果をもたらすおそれ十分にある」→ファシズム諸国の侵略行動に対し、国際世論の道義的非難で対応使用とする主張も、連盟の軍事制裁で対応すべきだという主張も、いずれも国際危機の根本原因に働きかけることのない「ユートピアニズム」である。→対独宥和政策主張（→破綻）

●第二次世界大戦

→アメリカ平和主義に与えた影響：国際法や国際法廷は完全に影を潜める。

国際警察→国際平和の必須条件として前面に

第二次大戦勃発→戦争違法化運動の終焉

ケナン（『アメリカ外交50年』（1951））・モーゲンソーら現実主義者による「法律的・道徳家的アプローチ」批判が急速にアメリカ世論に受け入れられる。

●ネオコン

ロバート・ケーガン『強さと弱さ』（20029）国際法は軍事大国アメリカ無用であるばかりか、警戒すべきものである。

柳原正治『グロティウス』（清水書院、2000年）